



令和7年3月14日（金） 号 外 （第5号）

目 次

条 例	ページ
○群馬県県有施設長寿命化等推進基金条例（財産有効活用課）	2
○群馬県安心こども基金条例の一部を改正する条例（こども・子育て支援課）	3
○群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（同）	3
○群馬県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（地域福祉課）	4
○群馬県デジタルクリエイティブ人材育成基金条例（eスポーツ・クリエイティブ推進課）	4
○群馬県ツクルンの設置及び管理に関する条例（同）	5
○群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（発電課）	7

■ 条 例

群馬県県有施設長寿命化等推進基金条例をここに公布する。
令和七年三月十四日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第一号 群馬県県有施設長寿命化等推進基金条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の規定に基づき、群馬県県有施設長寿命化等推進基金の設置、管理及び処分に關し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 県庁舎、県立学校、警察施設その他の県有施設の改修等による長寿命化（当該施設が必要な機能を維持する期間を延長することをいう。）、建替えによる更新等を計画的に推進するための経費の財源に充てるため、群馬県県有施設長寿命化等推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第三条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。（処分）

第七条 基金は、第二条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、基金に關し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和七年三月十四日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第二号

群馬県安心こども基金条例の一部を改正する条例

群馬県安心こども基金条例（平成二十一年群馬県条例第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和七年三月十四日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第三号

群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年群馬県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「十年間」を「十二年間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和七年三月十四日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第四号

群馬県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

群馬県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年群馬
県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第六号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第十九条に次の一項を加える。

6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者ごと
に個別支援計画を作成しなければならない。

第二十三条第一項第六号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第二十四条第一項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第二項中「第
二項」の下に「及び第六項」を加える。

第二十五条第一項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十四条第一項第六号及び第二十三
条第一項第六号の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

群馬県デジタルクリエイティブ人材育成基金条例をここに公布する。

令和七年三月十四日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第五号

群馬県デジタルクリエイティブ人材育成基金条例

（趣旨）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の
規定に基づき、群馬県デジタルクリエイティブ人材育成基金の設置、管理及び処分
に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第二条 デジタルクリエイティブ人材（デジタル社会（デジタル社会形成基本法（令
和三年法律第三十五号）第二条に規定するデジタル社会をいう。）において、デジ
タル分野に関する専門的な知識及び技術を有する者で、自ら創造し考える力を持ち、
その能力を活用してあらゆる産業の活力を生み出し、新たな価値の創造をもたらす
人材をいう。）の育成に要する経費の財源に充てるため、群馬県デジタルクリエイ
ティブ人材育成基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第三条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法によ
り保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることが
できる。

（運用益金の処理）

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金
に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び
利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
（処分）

第七条 基金は、第二条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（委任）

第八条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県ツクルンの設置及び管理に関する条例をここに公布する。
令和七年三月十四日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第六号

群馬県ツクルンの設置及び管理に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、群馬県ツクルンの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第二条 デジタルクリエイティブ人材（デジタル社会（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定するデジタル社会をいう。）において、デジタル分野に関する専門的な知識及び技術を有する者で、自ら創造し考える力を持ち、その能力を活用してあらゆる産業の活力を生み出し、新たな価値の創造をもたらす人材をいう。次条第一号において同じ。）の育成を図るため、次代を担う若者を対象とした人材育成拠点として、群馬県ツクルン（以下「ツクルン」という。）を次の表に掲げるとおり設置する。

名称	所在地
ツクルン前橋	前橋市
ツクルン高崎	高崎市

（業務）

第三条 ツクルンは、次に掲げる業務を行う。

- 一 デジタルクリエイティブ人材の育成に必要なプログラムの企画、運営及び提供に関する業務
- 二 ツクルンの施設、附属設備、備品等（以下「施設等」という。）を利用に供する業務
- 三 前二号に掲げるもののほか、ツクルンの設置の目的を達成するために必要な業務

(利用者の範囲)

第四条 ツクルンを利用することができる者は、県内に居住し、又は県内に通学する小中高生(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校並びに同法第二百二十四条に規定する専修学校(高等課程に限る。))の児童及び生徒(満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この条において同じ。))から満十八歳に達した日の属する学年までに属する者に限る。)をいう。)及び知事が適当と認めた者とする。

(休館日)

第五条 知事は、必要があると認めるときは、休館日を定めることができる。

(原状回復義務)

第六条 ツクルンを利用する者は、施設等の利用を終了したときは、直ちに施設等を原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第七条 施設等を損傷し、又は滅失した者は、知事の認定に基づきその損害を賠償しなければならない。

(利用の制限又は中止)

第八条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、ツクルンの利用を制限し、又は中止させることができる。

一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

二 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。

三 公益上やむを得ない必要が生じたとき。

四 ツクルンの設置の目的に反するとき。

五 前各号に掲げるもののほか、ツクルンの管理上支障があると認められるとき。

(指定管理者による管理)

第九条 知事は、法第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、ツクルンの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者にツクルンの管理を行わせる場合(次項において

「指定管理者による管理の場合」という。)においては、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第三条各号に掲げる業務

二 第五条に規定する休館日を定めることに関する業務

三 前条に規定する利用の制限又は中止に関する業務

四 施設等の維持管理に関する業務

五 前各号に掲げるもののほか、ツクルンの管理に関する事務のうち、知事が別に定める業務

3 指定管理者による管理の場合における第五条及び前条の規定の適用については、

これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第五条中「ときは」とあるのは「ときは、あらかじめ知事の承認を得て」とする。

(規則への委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、ツクルンの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の表ツクルン高崎の項の規定は、ツームグンマの設置及び管理に関する条例(令和七年群馬県条例第 号)の施行の日から施行する。

群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和七年三月十四日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第七号

群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例

群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和六年群馬県条例
第八十号）の一部を次のように改正する。

附則中「六月」を「九月」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
